

平成26年度 国立大学法人群馬大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

- ①-1 アドミッション・ポリシーを周知するため、ホームページ、募集要項及び大学説明会等により広報活動を行う。
- 2 大学教育・学生支援機構学生受入センターにおいて、入学者の追跡調査を行い、実態の把握・分析を行う。その分析結果を入学者選抜に反映させる。
- 3 社会人、留学生、帰国生に広く門戸を開放し、特別入試を実施する。
- 4 高大接続を円滑に行うために、特に推薦入学者に対し、入学前予備教育を行う。
- ②-1 教養教育においては、大学教育・学生支援機構教育基盤センターの教育企画室において、授業評価の結果等を踏まえ、教育内容の充実を図る。
- 2 國際社会において活躍するトップリーダーを育成するため、優れた資質と学ぶ意欲を併せ持つ学生を対象に特別な教育プログラムを提供する。
- 3 各学部・学科のカリキュラムマップに基づいた教育を展開する。
- ③-1 社会情報学部及び理工学部では、分野ごとの学習教育目標に基づいたカリキュラムによる教育を展開する。
- 2 教育学部では、教員としての実践的教育力を育成するため、往還型カリキュラムによる教育を展開する。
- 3 医学部では、チーム医療実習や選択臨床実習など、チームワーク教育を通して地域医療に対する理解を深めるとともに、実践的能力と問題解決能力を涵養する。
- ④ 少人数学習、グループ討論形式による授業を実施し、問題解決のための調査、分析、結果のまとめ、報告書の作成、プレゼンテーション等の技能を修得させる。
- ⑤-1 教養教育では、卒業後の進路や職業に関する教育科目によりキャリア教育を展開する。
- 2 教育学部では、職への動機づけを高めるために、初年度から始まる教育現場実習の事前事後指導を通じた系統的なキャリア教育を行う。
- 3 医学部医学科では、医師の卒前教育としての目標を明確にして、卒後教育（初期・後期臨床研修）と一貫性をもった教育を行う。
- 4 医学部保健学科では、全人的医療、チームワーク医療などの教育科目の充実を図る。また、GP等の取組の継続と充実を図り、コミュニケーション能力等の一層の向上を図る。
- 5 社会情報学部及び理工学部では、卒業後の進路や職業に関するキャリア教育科目を提供し、学習意欲を高め、職業観・勤労観を身につけさせる。
- ⑥-1 ディプロマ・ポリシーに沿いつつ適正な卒業判定を行う。

2 シラバスに明示した評価基準により、適正な評価を実施する。

3 GPA を活用し、成績優秀者の表彰を行う。

(ii) 大学院課程

①- 1 アドミッション・ポリシーを周知するためホームページ、募集要項及び大学院説明会等により広報活動を行う。

2 社会人、留学生特別入試制度について広く周知し、勉学意欲の高い学生を積極的に受け入れる。

②- 1 異なる専門分野の複数の教員が、論文作成等の研究指導を行うことができる制度を整備する。

2 教育学研究科修士課程では、専門性と実践的指導力を高めるための「授業実践に関する科目」の一層の充実を図る。また、専門職学位課程では、課題発見実習、課題解決実習の指導体制及び指導内容の改善を行い、実習の一層の充実を図る。

3 社会情報学研究科では、複数教員によるチームティーチング体制による高度な研究能力を養成する教育を行う。

4 医学系研究科医科学専攻では、大学院教育研究支援センターを中心として、附属病院及び生体調節研究所との連携のもとに大学院生の志向・能力に応じた教育を行う。

5 医学系研究科生命医科学専攻では、教育目標に合致したカリキュラムによる教育を展開するとともに、特に国際化に対応するため、学習要項の英語化をさらに進め、講義や演習の一部を英語で開講する。

6 保健学研究科保健学専攻の博士前期課程では、全領域横断的に配置したユニット構造を基本に全人的教育を行う。博士後期課程では、専門性を高めた研究を主体として領域に重点を置いた教育を行う。

また、「看護学」の学位を踏まえた教育課程の充実を図る。

7 理工学府では、医学系研究科と連携した教育・研究活動をさらに活性化し、その成果を教育内容・教育活動へ反映させる。また、共同研究を通じて、様々な教育・研究機会を提供する。

③- 1 修士課程では、必要な知識・技能を効率よく修得させるため、より体系的なカリキュラムを提供する。

2 医学系研究科医科学専攻では、医学基礎技術実習、研究成果考察セミナー、生命倫理公開セミナー、研究発表討論セミナーを大学院生全員に共通カリキュラムとして課し、大学院課程で共通に必要とされる知識・技能を修得させる。

④- 1 国内外で開催されるセミナー、研究会、学会等に積極的に参加させ、研究者と院生との交流の機会を確保する。

2 博士（後期）課程の学生による専門学術誌や国内外の専門学会での発表等を評価するため、専門分野等ごとに、適切な評価基準案を作成する。

⑤ 夜間開講プログラムなどの利便性を高めるため教育方法の改善を図る。

- ⑥- 1 ディプロマ・ポリシーを明示し、それを踏まえた、適切な修了認定を行う。
- 2 シラバスに明示した評価基準により、適切な評価を実施する。
- 3 成績優秀な学生の顕彰を行うとともに、修了年限を短縮する制度を活用する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 全学的視野に立ち、教育体制の充実を目指した適切な人員配置を行う。
- ②- 1 FD活動、学生による授業評価及び学生への意見調査を行い、教育方法を改善する。
 - 2 ベストティーチャーの表彰を行う。
 - 3 卒業生・修了生を対象にアンケートを実施する。
- ③ 学生と学長等との懇談会を実施するとともに、教員の学生指導や教員との意見交換にコース管理システム(Moodle)等を利用する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 前年度実施した学生生活実態調査の結果を活用し、有効な学生支援策を検討する。
- ② 修学、精神的悩みやハラスメント等学生の相談に対応する。
- ③ 就業力育成支援室を中心に、就職支援を行う。
- ④ 学生に係る健康診断調査結果に基づき、カウンセリング等によるメンタルヘルスケアを行う。
- ⑤ 平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き授業料免除等の経済的支援を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①- 1 各研究分野において、研究者の自由な発想と課題設定に基づく多様な基礎研究を推進する。
 - 2 研究戦略室を中心に、プロジェクト型研究を重点的に推進する。
 - 3 生体調節研究所を中心に、内分泌・代謝学の共同研究課題を全国レベルで推進する等、共同利用・共同研究拠点事業を展開する。
- ②- 1 県内外の大学との連携を推進する。
 - 2 地方自治体及び外部組織との産学官連携のネットワークを活用した連携活動を推進する。
 - 3 産学連携・共同研究イノベーションセンターを中心として、企業等との共同研究を推進する。また、地方自治体が取り組む研究プロジェクトへ参画する。
 - 4 学生及び教職員へ知的財産に対する意識啓発を行うとともに、大学の知的財産を活用した産学官連携活動を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ①－1 大学が策定した研究戦略に基づき、必要に応じて研究者、研究支援者等の適正配置を行う。
 - 2 未来先端研究機構を設置し、研究体制を整備するとともに、国際共同研究を開始する。
- ② 若手及び女性研究者の育成を目的として、研究及び海外派遣を支援する。
- ③ 共用スペースについて、プロジェクト型研究及び共同研究のための研究スペースの利用状況等を調査し、必要に応じて再配分、再配置するなど、有効活用を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ①－1 地域連携推進室を中心に、地域社会の再生・活性化を図るための各種事業（公開講座、各種体験教室、高大連携事業等）を実施する。
- 2 多文化共生教育・研究プロジェクト推進室において群馬県と連携し多文化共生推進士を養成するとともに活用を推進する。
- 3 近隣の大学、地方自治体等との連携を強化し、地域で開催される事業等に参画する。
- ②－1 研究・产学連携戦略推進機構を中心に、地方自治体や地域の産業界との協力関係を強化し、产学官連携活動を推進する。
- 2 首都圏北部4大学（群馬大学、宇都宮大学、茨城大学、埼玉大学）による产学官連携活動を開展する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ①－1 大学間協定の締結校を中心に海外からの交換留学生を対象とした教育プログラム及び本学学生の海外派遣のためのプログラムによる支援を行う。
- 2 留学生の実態について調査・分析を引き続き行い、その結果に基づいて支援を充実させる。
- 3 国際化推進基本計画を広く周知するとともに、グローバル化する社会に対応するため、計画を着実に遂行する。
- ② 教職員の海外派遣及び外国人研究者等の招聘等を行う。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①－1 医療安全管理部を中心に、研修等を通じて知識・技術の向上を図るとともに、インシデント情報を共有する。
- 2 感染対策関係研修を通じて、知識の向上を図るとともに、感染症情報の共有化を徹底する。
- 3 患者支援センターを中心に、患者サービスを向上させる。
- 4 病院における医療の質を管理するための医療統計を引き続き公表する。

- ② 重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発研究及び医療機器等の研究開発を行う。
- ③ 重粒子線がん治療について、引き続き他の医療機関や一般市民への周知を図る。
- ④ 院内医師、医療系専門職員の専門能力の向上及び地域医療人の卒後教育のためにシミュレータ教育を実施する。
- ⑤- 1 がん、肝疾患、エイズ、神経難病等疾患治療、災害医療の拠点病院として、公開講座等を開催し、地域の医療従事者・住民に対しての情報発信を行う。
2 連携病院と情報交換の会を開催することにより、地域医療の質を向上させるとともに、連携病院に対して医療情報を提供する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ①- 1 教育学部と附属学校園との連携により、教育実習及び教職実践演習の体系化を推進するとともに、教育学研究科の教育課程にも積極的に協力する。
- 2 教員養成FDセンターを中心に、学部教員研修プログラムを実施する。
- ②- 1 教育学部と教育学研究科と共同で設置した学部・附属学校共同研究センターを拠点として、教育課題の共同研究を推進するとともに、学外に向けて研究成果を公開する。
- 2 教育学部と附属学校園との連携をより一層強化するとともに、群馬県教育委員会等と連携し、地域の教育課題に対し、附属学校園の先導的・実験的な教育を推進する。
- ③ 子ども総合サポートセンターを中心に、研修プログラムを提供するなど、地域の学校園に対する支援を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①- 1 機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する。
- 2 教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、教育研究組織等の見直しを行う。
- ② 職員評価を実施するとともに、教職員に対する前年度の評価結果を給与等に反映させる。
- ③- 1 運営費交付金、事業収入等のほか、競争的資金等も活用し適切な人員管理、人件費の運用を行う。
- 2 未来先端研究機構の教員に対し、新たな給与制度（年俸制）を導入する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

業務内容の簡素・合理化を進めるなど、効率的な事務執行を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①- 1 学内外にまたがる共同研究等により、外部研究資金獲得を目指す。
- 2 科学研究費補助金等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対する積極的な情報提供と支援を行う。
- 3 産学官連携による共同研究等を進める。
- ② 安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費の削減に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

【実施済み】

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

各種業務委託の点検などにより、引き続き管理的経費の抑制に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。
- ② 教員評価の結果を踏まえ、教員の諸活動の支援・啓発を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 施設整備推進戦略に基づき、計画的に整備を行うとともに、施設の点検・評価に基づく有効活用を行う。
- ② 設備マスターplanにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、有効活用を行う。
- ③ 地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できるキャンパス整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。
- ② 安全管理教育を徹底させるため、安全衛生講習会等を開催する。
- ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律の徹底を図るため、教職員に対する啓発活動を行うなど、法令遵守を徹底する。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VIII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

32億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

該当無し

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
上沖（附中）校舎改修	総額	施設整備費補助金(232)
小規模改修（營繕事業）	277	船舶建造費補助金(0)
		長期借入金 (0)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (45)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

平成 26 年度の常勤職員数 1,675 人(役員を除く)

また、任期付職員数の見込みを 18 人とする。

平成 26 年度の人件費の総額見込み 17,080 百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成26年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	12,010
施設整備費補助金	554
補助金等収入	617
国立大学財務・経営センター施設費交付金	45
自己収入	29,724
授業料、入学金及び検定料収入	3,600
附属病院収入	25,918
財産処分収入	0
雑収入	206
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,948
引当金取崩	169
長期借入金収入	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	750
計	45,817
支出	
業務費	39,911
教育研究経費	14,332
診療経費	25,579
施設整備費	599
補助金等	617
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,948
长期借入金償還金	2,742
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	45,817

[人件費の見積り]

平成26年度総額18,361百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成26年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	43,954
業務費	38,647
教育研究経費	3,987
診療経費	14,607
受託研究費等	1,128
役員人件費	92
教員人件費	8,870
職員人件費	9,963
一般管理費	346
財務費用	296
雑損	0
減価償却費	4,665
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	44,591
運営費交付金	11,555
授業料収益	2,726
入学金収益	470
検定料収益	103
附属病院収益	25,918
受託研究等収益	1,128
補助金等収益	617
寄附金収益	748
財務収益	27
雑益	179
資産見返負債戻入	1,120
臨時利益	0
純利益	637
目的積立金取崩益	750
総利益	1,387

※ 損益が均衡しない理由

附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）
が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な
利益を計上している。

3. 資金計画

平成26年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	53,961
業務活動による支出	38,544
投資活動による支出	3,612
財務活動による支出	2,742
翌年度への繰越金	9,063
資金収入	53,961
業務活動による収入	44,272
運営費交付金による収入	12,010
授業料及入学金検定料による収入	3,600
附属病院収入	25,918
受託研究等収入	1,128
補助金等収入	617
寄附金収入	820
その他の収入	179
投資活動による収入	599
施設費による収入	599
その他の収入	0
財務活動による収入	27
前年度よりの繰越金	9,063

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	880人
社会情報学部	情報行動学科 情報社会科学科	220人 220人
医学部	医学科 保健学科	704人 (うち医師養成に係る分野704人) 660人
工学部	(昼間コース) 応用化学・生物化学科 機械システム工学科 生産システム工学科 環境プロセス工学科 社会環境デザイン工学科 電気電子工学科 情報工学科 学科共通	340人 140人 80人 80人 80人 140人 100人 60人
	(夜間主コース) 生産システム工学科	60人
理工学部	化学・生物化学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科	320人 220人 180人 240人
	(夜間主コース) 総合理工学科	60人
教育学研究科	教職リーダー専攻 障害児教育専攻 教科教育実践専攻	32人 (うち専門職学位課程32人) 6人 (うち修士課程6人)
社会情報学研究科	社会情報学専攻	40人 (うち修士課程40人)
医学系研究科	生命医科学専攻 医科学専攻	28人 (うち修士課程28人) 30人 (うち修士課程30人)
保健学研究科	保健学専攻	228人 (うち博士課程228人)
工学研究科	工学専攻	130人 (うち修士課程100人) 39人 (うち博士課程39人)
理工学府	理工学専攻	678人 [うち修士課程600人] 博士課程78人
特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻	15人

教育学部附属幼稚園	140人 学級数 5
教育学部附属小学校	715人 学級数 19
教育学部附属中学校	480人 学級数 12
教育学部附属特別支援学校	60人 学級数 9